#### (新)海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

10百万円(

0 百万円)

自然環境局国立公園課

### 1.事業の概要

第8回生物多様性条約締約国会議において「世界の海洋及び沿岸域の少なくとも10%が効果的に保全されるべき」とされるなど、海域の生態系保護は国際的に大きな潮流となっており、国内的にも平成19年に海洋基本法が成立し、海洋自然景観の保全等に取り組む必要がある。

これらの背景を踏まえ、早急に海域の国立・国定公園における適正な保全 と利用を推進することが急務となっている。

- (1)海中公園地区の捕獲規制のための多様性データベースの作成 海中公園地区において捕獲すべき動植物種のデータベースを策定する。 平成22年度以降、海中公園地区の指定動植物種の見直しを行う。
- (2)海域の国立・国定公園の統合的管理のあり方検討調査 陸域からの土砂の流入や周辺海域からのオニヒトデの流入などの対策を 検討するため、陸域の集水域から沿岸域も含めた陸域と海域の統合的管理 のあり方を検討する。
- (3)海域の国立・国定公園の利用調整のあり方検討調査 利用調整を行うための制度設計のあり方を検討するとともに、個別地域 への制度導入の検討を進める。

### 2.事業計画

事業内容	H20	H21	H22	H23 ~
(1) ・海中公園地区の捕獲規制のためのDB策定				
・海中公園地区の指定動植物種の見直し				
(2) 海域の公園の統合的管理のあり方検討調査				
(3) 海域の公園の利用調整のあり方検討調査				

#### 3.施策の効果

海域において自然公園管理を強化し、海域のすぐれた自然景観の適正な保全と利用を推進することにより、生態系ネットワーク、サンゴ礁保護区ネットワークと連携して、海域における生物多様性の保全に貢献する。

#### 4. 備考

調査費 10,000千円 (内訳)生物多様性データベース作成 4,000千円 統合的管理のあり方検討調査 4,500千円 利用調整のあり方検討調査 1,500千円

# 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

国際機関等による提言
「世界の海洋及び沿岸域の
少な⟨とも10%が効果的に
保全されるべき」

/ 海洋基本法の成立 「海洋自然景観の保全」(18条) 附帯決議「生態系確保の ∖ための海洋保護区の設置」∕

白化現象、 オニヒトデの大発生、 磯焼け

> 海洋生態系 の劣化

海域の 適正な保全・ 利用の推進 国立・国定公園の指定及び管理に関する提言「海域」について再評価すべき

### 平成20年度

- · 多様性データベース 作成
- ・海域の利用調整の あり方
- ·海域の統合的管理 のあり方検討

### 平成21年度

- · 多様性データベース 作成
- ·海域の利用調整の あり方
- ・海域の統合的管理 のあり方検討

## 平成22~24年度

- 海中公園地区の指定 動植物種の見直し
- ・海域の利用調整の あり方検討



海域の国立・国定公園の保全・利用の推進・管理強化